

社会資本総合整備計画（特定計画）の事後評価報告シート

1. 事後評価を実施した社会資本総合整備計画（特定計画）	
①計画の名称	大阪市地域住宅計画
②都道府県名	大阪府
③計画作成主体	大阪市
④計画期間	平成17年度～22年度
⑤計画の目標	<p>大阪市では、大都市ならではの「活気あふれる多様な居住の実現」を基本目標とし、幅広い世代の人々がいきいきと快適に暮らせる都市としていくため、住まいは豊かな市民生活をおくるうえでの基本的な要素であるという認識にたつて、市民やNPO、企業等との連携・協働のもとで、市民に愛される個性豊かな居住地づくりをはじめ、老朽住宅密集市街地整備の推進、住宅ストックの再生と有効活用、住まいに関する情報発信など、以下に述べるような幅広い施策を積極的に展開していく。</p> <p>○快適で魅力あふれるまちづくりを進めるため、地域住民やNPO等との連携・協働により、アメニティや文化、歴史等の多様な住宅地の特色を十分に活かした個性豊かな魅力ある居住地整備を推進するとともに、居住地魅力の広域的な情報発信を行う。また、活力あるまちづくりを進めるため、新婚・子育て世帯をはじめとした中堅層の市内定住を促進する。</p> <p>○安心して暮らせる住まい・まちづくりを進めるため、防災面及び住環境面での課題を抱える老朽住宅密集市街地等において、道路、公園、まちかど広場等の防災骨格の形成とあわせ、老朽木造住宅の自主建替と狭あい道路の拡幅整備等を行うとともに、建築物の耐震化、共同住宅等のアスベスト対策を推進する。</p> <p>○市民一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを進める観点から、同和問題や高齢者、障害者、母子世帯等をめぐる問題に配慮するとともに、住宅のバリアフリー化や高齢者等の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進など、ひとにやさしいまちづくりを進める。</p> <p>○住宅ストックの有効活用をはかるため、市営住宅については、建替えや全面的改善等を計画的に推進するとともに、高齢者等の優先入居など住宅困窮者への対応とあわせて、コミュニティミックスの観点から、地域の実情を踏まえつつ、中堅層の入居促進、建替余剰地等を活用した民間分譲マンション等の供給などにより、多様な階層の方々が安心して快適に住み続けられる住宅地への再生をはかる。また、分譲マンションについても、適正な維持管理の促進や円滑な建替えに対する支援を行う。</p> <p>○住まい情報センターにおいて、住まいに関する相談・情報提供の一層の充実をはかるとともに、市民が住み続けたいと思えるまちづくりを推進していくため、地域住民やNPO等との連携のもとで、地域レベルでの住まい・まちづくり活動に関する情報発信などにより、居住地イメージの向上をはかる。</p>
2. 事後評価の内容	
⑥実施体制・時期	大阪市において評価を実施（平成23年8月）
⑦事後評価の結果	<p>指標1：「中堅層の5年経過人口増減率」</p> <p>定義：大阪市内における30～39歳の人口について、5年前の25歳～34歳の人口と比較した増減率</p> <p>評価方法：住民基本台帳を用いた調査</p> <p>結果：従前値：-3.6%（15年度）⇒目標値：-1.0%（20年度）⇒実績値：-1.96%</p> <p>結果の分析：達成目標である-1.0%には至らなかったが、近年の厳しい経済情勢の中、増減率は順調に回復してきていると考えている。</p>

	<p>指標 2 : 「老朽木造住宅戸数」 定 義 : 大阪市内における昭和 55 年以前に建設された老朽化した木造共同住宅及び木造長屋住宅の戸数 評価方法 : 住宅土地統計調査の資料を用いた調査 結 果 : 従前値:99,000 戸 (15 年度) ⇒目標値:60,000 戸 (20 年度) ⇒<u>実績値:70,100 戸</u> 結果の分析 : 達成目標である 60,000 戸には至らなかったが、19 年度に学識経験者等により構成された委員会において取りまとめられた「密集住宅市街地整備の戦略的推進に向けての提言」を踏まえ、地域住民等との連携、規制誘導手法の活用、限定的・重点的な公共投資を基本に、現在、各種施策・事業を展開しており、密集住宅市街地の整備は着実に促進されていると考えている。</p> <p>指標 3 : 「市営住宅のバリアフリー化」 定 義 : 大阪市内の市営住宅ストックにおいて、バリアフリー化に向けて整備された住戸数 評価方法 : 市営住宅の資料を用いた調査 結 果 : 従前値:22,000 戸 (16 年度) ⇒目標値:29,000 戸 (22 年度) ⇒<u>実績値:28,143 戸</u> 結果の分析 : 大阪市営住宅ストック総合活用計画に基づき事業を効率的・効果的に進めることにより、目標を概ね達成したと考えている。</p>
⑧結果の公表方法	大阪市のホームページにて公表を行うとともに、窓口にて閲覧可。
3. 事後評価の結果を踏まえた今後の住宅施策の取組への反映等	
⑨今後の住宅施策の取組への反映	・事後評価の結果を踏まえ、次期地域住宅計画においても引き続き目標の達成に向け、各種施策を積極的に展開していく。
⑩その他	-

※この事後評価は別添の地域住宅計画について行ったものである。